

令和 8 年度（2026 年度）金沢大学法科大学院入学試験問題
【A 日程入試】法律専門科目試験

商法 出題の意図

問題 1

取締役会決議の効力に関する基本知識を確認する問題である。

そもそも監査役には取締役会への出席義務がある（会社法 383 条 1 項 1 文、同 330 条、民法 644 条）ため、招集通知（会社法 368 条 1 項第 2 括弧書き）を出さなかったときは、当該取締役会決議は無効となる。

ただし、判例（最判昭和 44・12・2 民集 23 卷 12 号 2396 頁）は、取締役への招集通知漏れがある取締役会決議の効力について、「取締役会の開催にあたり、取締役の一部の者に対する招集通知を欠くことにより、その招集手続に瑕疵があるときは、特段の事情のないかぎり、右瑕疵のある招集手続に基づいて開かれた取締役会の決議は無効になると解すべきであるが、この場合においても、その取締役が出席してもなお決議の結果に影響がないと認めるべき特段の事情があるときは、右の瑕疵は決議の効力に影響がないものとして、決議は有効になると解するのが相当である」と判示する。

この理が、監査役への招集通知漏れの場合にも妥当するかについては、議論が分かれうるところである。妥当すると解する場合は、「特段の事情」が認められるか否かが次の問題となる。妥当しないと解する場合、取締役会決議は無効となる。

問題 2

会社法 831 条 1 項 3 号の理解を確認する問題である。典型例として、たとえば、合併対価が著しく低廉な合併案にもかかわらず、合併相手となる会社が株主として多数の議決権を行使した結果、当該決議が承認されてしまった場合などが挙げられる。「特別な利害関係を有する者」とは、さしあたり、「株主としての資格を離れた個人的利害関係」、「問題となる議案の成立により他の株主と共通しない特殊な利益を獲得し、もしくは不利益を免れる株主」、「他の株主とは共通しない利害を有する者」などが指摘できていればよい。